

静岡県告示第290号の9

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下土狩徳倉沼津港線	駿東郡清水町堂庭字鳩居240番の13地先から 駿東郡清水町堂庭字鳩居240番の13まで	令和6年3月29日

=====

静岡県告示第290号の10

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
島田大井川線	島田市東町2022番の4から 島田市東町2041番の2まで	令和6年3月29日